

## BIBLA Media Space 利用申請票

利用したい機器等をこちらで選択のうえ、申請してください。

利用年月日	年 月 日	開始時刻～終了時刻	～
申込者	ふりがな		
連絡先			
学生番号 職員番号			
利用機材	以下のうち、利用を希望する機器にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> マイクロフィルムリーダー <input type="checkbox"/> ブックスキャナ <input type="checkbox"/> 3D スキャナ <input type="checkbox"/> 教師用指導書 PC <input type="checkbox"/> スタンドアローン PC <input type="checkbox"/> ディスプレイ <input type="checkbox"/> 部屋の占有利用(教職員のみ)		
対象資料	各種スキャナ・リーダー類で読み取り、閲覧を希望する対象資料に関する情報を全て、可能な限り詳細に記載して下さい。		

**BIBLA Media Space 利用要領（裏面）を確認のうえ、以下にチェックを入れてください。**

機器はあくまで自己責任で使用し、使用に際しては著作権や使用方法に細心の注意を行います。

# 広島大学図書館 BIBLA Media Space 利用取扱要領

(令和 7 年 9 月 30 日 図書館長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、広島大学図書館利用細則(以下「細則」という。)第 23 条の規定に基づき、広島大学図書館(以下「図書館」という。)BIBLA Media Space の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第 2 条 BIBLA Media Space の利用目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) デジタル資料の閲覧、資料のデジタル化
- (2) 教育・研究及び大学活動に資するもの
- (3) その他、館長が認めたもの

(設備の利用資格)

第 3 条 BIBLA Media Space に設置の設備の利用資格者は、細則第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた者についても、利用を許可することができる。

(利用許可)

第 4 条 BIBLA Media Space を利用しようとする者は、所定の手続きを経て利用の許可を得るものとする。

(利用時間)

第 5 条 BIBLA Media Space を利用できる時間は、授業期は平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、休業期は平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする(休館日・サービス限定日を除く)。

(利用の予約)

第 6 条 利用者は、所定の手続きを行い設備の予約をすることができる。

- 2 予約の申込みは、所定様式に必要な事項を記入し、提出するものとする。
- 3 連続して予約する場合、その期間は原則 1 週間を越えない範囲とする。
- 4 予約の受付は、利用の前日までとする。

(遵守事項)

第 7 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 使用する機器に故障が生じた場合、速やかに職員に届け出ること。
- (4) 施設、設備及び備品に滅失又はき損等損害を与えないように使用すること。利用者の故意又は過失により、施設等に損害が生じた場合は、図書館は弁償を求めることがある。
- (5) 備えつけてあるもの以外に必要な物品等は利用者側で準備すること。
- (6) 備え付けの設備は BIBLA Media Space 外へ許可なく移動しないこと。
- (7) 利用後は利用した設備などは元の位置に返し、原状に復すること。
- (8) その他施設の利用にあたっては職員の指示に従うこと。

(利用許可の取消し)

第 8 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消し並びに以降の利用を断ることができる。

- (1) 前条第 1 項に掲げる遵守事項を守らないとき。
- (2) 申込時に虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(補償責任)

第 9 条 図書館は、前条の規定による利用許可の取消しによって生じた利用者の損害については、補償の責めを負わない。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。